

平成 21 年度第 1 回政策評価委員会における主な意見及び対処方針

施策名・番号	発言委員	発言要旨	対処方針
1. 地球温暖化対策	山本委員	<ul style="list-style-type: none"> 気候の安定化については、条約に書かれているが、政府の気候安定化に関する目標が不明確である。2℃ターゲットを容認し、設定している国は、100ヶ国以上になっているが、日本は、2℃以下を目標としているのかこれまで明確に表明したことがない。昨日発表された中期目標は、90年比で8%減。この目標だと650ppmとなつて、4℃の上昇となる。中期は4℃を目指しているように見える。気候の安定化について、日本の態度を明確にすべき。 地球温暖化の分野では、研究論文がたくさん出されている。ある論文では、450ppmで安定化するのは既に無理で、650ppmのラインですら、達成が危うい状況である。4月号の『Nature』の論文でも、2℃ターゲットを選ぶとしても時間がないことを示している。こうした事実を国民が知るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年7月に行われたG8ラクイラサミットにおいて、産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべきとの広範な科学的知見を認識するとともに、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標をすべての国と共有することを改めて表明し、その一部として、先進国全体で温室効果ガスの排出を2050年までに80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する旨、首脳文書に盛り込まれたところ。また、6月23日に発表された「経済財政改革の方針2009」においても、2050年までに世界全体での半減につなげるため、我が国として2020年に2005年比15%削減するとの中期目標及び2050年に60～80%削減するとの長期目標を掲げている。 今後とも、温暖化影響に関する最新の科学的知見の収集に努めるとともに、国立環境研究所と協力して、国民に対する普及啓発を継続していく。
	三橋委員	<ul style="list-style-type: none"> 温暖化対策については、国際比較をしながら評価すべきである。例えばヨーロッパの国々の取組との比較など。政策評価書の書きぶりをもっと工夫できるはず。 今の日本では、化石燃料を使って適正な経済成長を実現するのは、無理な状況であることを基本的な考え方として明記すべきである。 CO₂の排出量を減らしながら高い経済成長を目指すことが重要。緩い目標では適正な経済成長を実現することが難しい。大恐慌は、イノベーションでしか克服できない。経 	<ul style="list-style-type: none"> 他の先進国も、低炭素へ向けた取組を進めている。地球温暖化対策の国際比較について、米国、ヨーロッパの最新の動向を研究しながら、我が国のとるべき方向について検討中である。 地球温暖化を防ぎ、次の世代へ恵み豊かな環境を引き継いでいくためには、徹底した省エネルギーを実施するとともに、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーを大幅に導入することにより、化石燃料依存型の社会から「低炭素社会」へ転換していくことが重要と考え、2009年4月発表の「緑の経済と社会の変革」の中でも呼びかけているところ。 地球温暖化問題の解決は、成長と両立する低炭素社会の実現に向けた取組は、「未来への投資」であり、新たな需要と雇用を生み出す種でもあると考えており、中長期の成長戦略、「未来開拓戦略」の中でも、「低炭素革命」を位置付けたところ。

		<p>済産業省や経団連の言っていることは、長期的にみて、競争力を弱めることになる。著名な学者の論説を借りながら、そうしたことを環境省は言うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる部門の排出削減を進めるため、二酸化炭素に価格をつけ、市場メカニズムを活用することが必要である。排出量取引制度については、昨年10月から排出量取引の統合市場の試行的実施を行い、そこでの経験を活かしながら、本格導入する場合に必要な条件、制度設計上の課題などを明らかにしていく予定。
	堤委員	<ul style="list-style-type: none"> 再生エネルギーの中には、廃棄物由来の廃棄物発電、木質バイオマス発電等もある。これに係る廃棄物処理業者には、集めた廃棄物の中からエネルギー原材料を選別し、チップ加工し、エネルギー生産施設に搬入するまでのコストをかけながらエネルギー生産を選ぶ道と、エネルギー生産には繋がらないが、よりコストが少ない廃棄物処理を選ぶという二つの選択肢があり、往々にしてコストの低い方を選びがちになる。こうした例は、間伐等の林地残材をエネルギー生産施設に届けるまでのコスト負担が出来ずに放置されているケースと似ていて、本来エネルギー生産用途に使える資源をみすみす無価値の物としている。こういった場合、必要なコスト負担も理解し、排出事業者と処理業者がともに、あるいは社会全体が、エネルギー生産利用が適切な物は、使える限り使い尽くすという考えを持つことも重要と考えている。このような意味で、施策面からも重層的に動機付けが図られていくことを願っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物由来のCO₂排出を減らすための取組において、排出事業者との連携の必要について、環境省としてもそう考える。排出事業者の要求がなければ、廃棄物処理業者は、CO₂排出量の削減については取り組みにくい。どのように支援できるか検討していきたい。
	崎田委員	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化に対して、何のために目標を高めてしっかり取り組む必要があるのか、産業界、市民に届いていない。ある企業に、なぜ、新聞に意見広告を出しているのか聞いたところ、中国、途上国といったCO₂多量排出国を国際交渉の議論の場に引っ張り込んでください、という政府へメッセージを送るためとのこと。環境省は、外務省などと連携し、日本の技術力などをアピールしながら、国に全体の流れをコーディネートしてほしい。 地域間カーボンオフセットなど、地域での取組が進んでいる。地域の仕組みを誘導するような国全体のスキームをつくってほしい。将来展望を明らかにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス削減のための次期枠組みが、米国や中国を含めた全ての主要経済国が参加し地球規模での排出削減を実現する枠組みとなるべく、日本が最大限貢献していくことが重要であり、そのためにも世界の流れを引っ張る、リーダーシップを示せる中期目標を決めた。このことを引き続き説明し、国民に対し理解を求めている。 2008年11月に国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量をカーボン・オフセットに用いることのできるクレジット（オフセット・クレジット（J-VER））として認証する制度を創設した。本制度を活用することで、市民・企業・自治

		<ul style="list-style-type: none"> 国民の環境教育も大事である。環境・エネルギー教育では、全体像をきちんと伝えることが必要である。環境省は、そのコーディネートの役割を担うべきである。 	<p>体等がカーボン・オフセットを行うための資金（J-VER 購入資金）を、地方の森林整備や地域地場産業等に還流することが可能となった。今後はこの制度の普及に努めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校における太陽光発電設備設置に対する大規模な財政支援が今般の補正予算で実施されることとなっているが、その中で、単に太陽光発電設備を施工するだけでなく、生徒が環境について考えるきっかけとなる教材にしていくことが極めて重要である。環境省として、こうした補正予算の実施が、より実地的な環境教育につながるものとなるよう、各省庁と連携しながら、努力していきたい。
	河野委員	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化について、指標で見ると、H19年度は9%増加しており、削減するための取組が書かれているが、対策が不足している家庭、運輸部門に対して、具体的にどう対応するのかについて、その政策を実施するためのもう1歩踏み込んだ手段が書かれているとわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> 政策評価シートにある通り、京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、排出量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であることから、平成20年6月に、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、事業者や国民の日常生活に係る排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の充実に係る規定を定めたところ。その着実な実施に向け、引き続き努力して参りたい。また平成20年5月の「環境エネルギー技術革新計画」において次世代自動車の普及促進について定めたところ。 なお今年6月まとめられた追加経済対策として、家庭部門での温室効果ガス削減のためには省エネ家電の普及、太陽光発電や断熱材の導入などエコ改修の必要性があることから、経済産業省、総務省とともに、エコポイントを活用したグリーン家電の普及事業を行うこととしている他、エコ改修への減税措置を設けているところ。 また運輸部門の対策として「経済財政改革の方針 2009」においてエコカー世界最速普及プラン（2020年に新車販売の5割へ）、低炭素交通・都市革命の推進を定めた。

	<p>須藤委員長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化については、各地方自治体で取組状況が異なり、温度差がある。評価書には該当しないかもしれないが、遅れている地方自治体に対して情報発信するなど、地方自治体との連携を図って、全体として進めていくべきである。 南極の保全マニュアルをつくった。南極はますます汚染されてきており、きわめて緊急を要す課題である。環境と文科省の境界にある分野なので、しっかり取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進法の平成20年改正で、地域の温暖化対策計画の策定が、都道府県のみならず指定都市にも義務付けられたところ。環境省としては、地方公共団体が、CO₂削減に実効性のある地方公共団体実行計画を策定し、様々な施策を講じていけるよう、地方公共団体向け実行計画策定マニュアルを作成し、中・長期の視点での計画づくりのノウハウを支援するとともに、公共交通の利便性向上策や再生可能エネルギーの導入等、計画に位置付けられた事業を、地域グリーンニューディール基金を設置する等により支援している。こうした取組を引き続き着実に実施し、地方自治体と連携協力しながら地球温暖化対策を進めていきたい。 南極環境保護法に基づく確認権者として、関係省庁と連携して南極環境のモニタリングの実施に努めていく。
<p>3. 大気・水・土壌環境等の保全</p>	<p>鷲谷委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼の生活環境項目については、明瞭な指標があるが、うまくいっていない。指標が生活環境の悪化につながる人間活動、自然的な造詣にどのような役割を果たしているのか、複合的な要素が十分に把握されていないために、それぞれの湖沼でどの指標が一番有効かという点が特定されていない。問題がしっかり照らしだされていない。 指標があってしかるべき分野なのに、指標がない分野として環境保健分野があるのでは。花粉症については、人口に占める花粉症患者の割合などの指標を採用すれば、どのあたりが課題になるのか、わかるのではないか。内閣府のアンケートの中で、花粉症の質問を設けたら（設けられるのかどうかかわからないが）全国的な花粉症患者の分布がわかってよいのでは（地域別や人工林の分布別など）。生物多様性に比べて指標化しやすいはずなのに指標がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼を含む生活環境項目については見直しの検討を行っているところ。人間や生物等による水域の利用にとって何が障害となるかの観点から適宜見直してまいりたい。具体的には底層D0や透明度など新たな指標も必要と考えている。 環境保健分野における指標の設定については、難しい課題ではあるが、引き続き検討をしてまいりたい。なお、御指摘のあった花粉症対策については、政府として関係省庁が分担・連携して実施しているところ。環境省では、花粉のリアルタイムの飛散状況や花粉の総飛散数の予測等の情報提供のほか、花粉症に関する基礎的な知識の普及啓発を行っている。ご指摘の花粉症患者数を正確に把握することは困難であり、また、環境省が行っている普及啓発や情報提供の効果との直接のつながりががないため、これらの施策の効果の評価する指標として用いることも困難であると考えている。

	藤井委員	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼の水質状況は、相変わらず改善されていない。琵琶湖については、COD、BODの乖離をどうするのかというのが長年の課題である。今年、下水道課、琵琶湖対策課、琵琶湖センターが協力して、難分解性物質(8物質)が、CODに影響を与えているのではないかと、このことを調査することになっている。より踏み込んだことをしないと、COD、BODは乖離したままである。 	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼に関する生活環境項目の見直しについては前述のとおり。有機物指標についても、水道利用障害や底層DO悪化などの障害となる現象をコントロールする観点から指標としてどのような要素が必要かについて引き続き検討を行っていく予定。 琵琶湖については、流入する汚濁負荷量が削減されているにもかかわらず、CODが横ばいで推移していることから、難分解性有機物の影響も含めた、流入負荷及び湖内部で生産される負荷の実態の把握、水質汚濁メカニズムの解明が重要と認識している。このため、環境省では、平成19年度から、滋賀県と連携して調査を実施しているところである。平成20年度においても引き続き県と連携して、難分解性有機物による湖沼水質への影響調査(湖水における難分解性有機物の把握、河川負荷量の把握、面源負荷量の把握)植物プランクトンによる内部生産等の影響調査(内部生産量の把握)等を推進してきている。
	崎田委員	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では、アジアとの連携を深めるために、下水道グローバルセンターを立ち上げ、環境省、厚生労働省の上水、下水、水再生に関わる人がアジアに貢献していくことを検討するための場が創出された。 水政策についてもいろいろな場面で市民の視点をいれながら進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度からアジア水環境パートナーシップとして、アジアモンスーン地域11ヶ国を対象に情報基盤整備と人材育成等による水環境ガバナンス向上の支援を実施している。平成21年度からは、関連する国際機関との連携を図り、水の質・量の両面から統合的なアプローチに取り組む。また、パートナー国の拡充、政策立案に関連する人材育成を実施していきたい。水政策についても、市民との対話を心掛けてまいりたい。
	河野委員	<ul style="list-style-type: none"> 水環境、閉鎖性水域の水質がよくない、というのであれば、どうすればいいのか、下水道が設置されても琵琶湖の水質は改善されていない。東京湾についても同じ状況。高度処理をするとコストはかかるが、高度処理により改善の余地があるならば、政策として補助金をつけるなど、環境の視点から施策が必要なのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 湖沼の水質保全対策については、下水道の整備をはじめとして多くの取組がなされてきており、国においても平成17年度に湖沼法を改正し、農地系、市街地系の面源負荷の削減を図るための流出水対策地区制度などを新設し、汚濁負荷の低減の取組を行っている。今後とも、水質保全に向けた取組を進めていきたい。 閉鎖性海域については、閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定し、効率的かつ効果的な施策の実施を図っていく。

	須藤委員長	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖性水域については、かつて下水道をつくることは富栄養化をもたらし、水質悪化を招く、という意見を出し、批判を受けてきたが、実際にはそうである。閉鎖性水域については、基本的に再度富栄養化に歯止めをかける手法を考え直す必要があると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定し、下水道整備の効果や影響を勘案した施策の実施を図っていく。
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	鷲谷委員	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性基本法について全く触れられていない。昨年、基本法ができ、基本法に基づく国家戦略が国の計画としてしっかりと位置づけられている。基本法に基づく計画を評価書の中で記述すべき（2ヶ所ぐらい書き込める箇所があると思う）。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性基本法に基づいて、国家戦略は法律の下位置付けられている。評価書の④今後の主な課題、⑤今後の主な取り組み、⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価に、生物多様性基本法に基づく計画を追記した。
	山本委員	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性をいかなる指標で評価するのか、インパクト評価をどのように評価するのか、日本は準備をすべき。これは国際的に話題になっている。 LCA 日本フォーラムは、14年の歴史があり、データベースを構築している。LCA データベースには、生物多様性のインデックスがない。製品は生物多様性に何らかのインパクトを与えている。生物多様性のオフセットということが提案されており、国として早く準備を進めるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性に係る客観的な指標をどうするか議論していきたい。COP10、2010年目標に向けて、損失速度を減少させる次の目標をどうするかが問題であり、議論しているところ。
	崎田委員	<ul style="list-style-type: none"> 「NGO/NPO・企業の環境政策提言フォーラム」において、今年度は、優秀提言や準優秀提言で生物多様性に関連する提言が多い。調査にお金がつくのは優秀提言の1つぐらいである。優秀提言は、熱帯雨林の保全に関するテーマで、地域の生物多様性や暮らしの活性化を検討し、地域にお金が落ちるように考えられた提言で、熱帯雨林の再生に日本がこれからも関わり、それらがカーボンオフセットとして評価されるような仕組みを構築すべきというものであった。こういう分野の調査・研究が進めば、新しい企業のCSRの方向性がみえてくるのではないかと。また、準優秀提言の内容は、アジアの都市の自治体が生物多様性基本計画をつくっていく際に連携して支援するという内容であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全と持続可能な利用が条約の目的とするところであり、「SATOYAMA イニシアティブ」の中でも、途上国の実態を踏まえた持続可能な利用のあり方を提案していきたい。民間参画についても、ガイドラインを作って支援していきたい。

	河野委員	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性に直接には結びつかないが、自然とのふれあいの場である公園については、環境省管轄で、きちんと整備しているということだが、日本の森林の大半を占める民有林、国有林も含めて、環境省管轄外の森林の持続的な経営についても触れるべきではないか。林野庁、農水省の分野かもしれないが、間伐したものが放置されているなど、きちんと維持・管理されていない状況がある。森林は、きちんと管理されれば CO₂ の貯蔵にも役立つ。環境省だけでできないならば、他省庁との連携も必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 林野庁と日頃連携しながら進めている。指定地域以外の、生物多様性上保全が必要なものについては、「SATOYAMA イニシアティブ」の全国発信などを通じて、他省庁と連携して進めていく。
7. 環境保健対策の推進	藤井委員	<ul style="list-style-type: none"> 公害問題については、さきほどの説明において、「しっかり」、「徹底して」、という言葉が使われていたが、水俣問題については一言も触れられてない。新たな申請者が出て、また、裁判も増えており、水俣問題に関わる人が年をとってきている。人の痛みがわかる施策を急がないと、途上国に向けて水俣問題の経験を発信できない。疫学調査を含め本当にやっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 水俣病問題については、国会において与党と民主党の協議を経て7月8日に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が可決成立、同15日に公布・施行されたところ。現在、立法の趣旨を踏まえ、地元自治体とも連携して、被害者や地域住民とも協議しながら、できるだけ早期に救済策の実現をし、地域のもやい直し等を進めていく。
	崎田委員	<ul style="list-style-type: none"> 説明の中ではあまり触れられなかったが、配付資料には、「子どもの健康と環境に関する全国調査」の記述があった。この分野は重要な点であり、しっかり検討すべき。不用意に情報を流すとパニックを起こす可能性もあるので、きちんとした情報発信をしながらお金をつけて調査をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもの健康と環境に関する全国調査」については、平成22年度の調査開始に向けて、平成20年度より検討会及びワーキンググループで基本計画の設計及びパイロット調査を実施しているところ。調査で得られた成果については、国民との適切なコミュニケーションを図りつつ、小児の脆弱性を考慮したリスク管理体制の構築に生かしてまいりたい。
8. 環境・経済・社会の統合的向上	山本委員	<ul style="list-style-type: none"> 日本版グリーン・ニューディールを進めることはすばらしい。消費者のエコ・リテラシーをあげることが非常に重要である。提案したいのは、実務的なグリーン購入の知識をあげるために、グリーン購入検定制度をグリーン購入ネットワークなどが実施するのが有効なのではないか。 今回の中期目標設定にあたって、痛切に感じたのは、環境規制が負担、コストであるという意識が社会の中に満ち溢れているということである。これは非常に困ったこと。環境規制は、新たな産業の創出、イノベーションにつながる。経済産業省が調査・研究するのが筋かもしれないが、こうした観点は、環境省の施策を進めていく上で、有効なので 	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入に対する理解の増進に向けて、引き続き努力してまいりたい。 2009年4月発表の「緑の経済と社会の変革」においても示しているように、温暖化対策を進めることにより、新たな産業や雇用が創出されるだけでなく、環境・エネルギー技術において日本の優位性を維持・拡大することができるものと考えている。このような温暖化対策によるプラス面を伸ばし、低炭素社会を実現するよう、引き続き努力してまいりたい。

		<p>はないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度より、環境と経済がともに向上・発展する社会をつくるために、環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会に向けた将来像の提示や環境政策の戦略的な実施のための研究を実施することとしている。
	<p>三橋委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ダイムラーなどの企業と議論した際、環境税の導入に際しては、ダイムラーが反対と表明すれば、市民から不買運動をされるし、行政は市民の意見に耳を傾けるとあって、消極的な賛成と言わざるを得なかったとのこと。日本の場合、経団連という隠れみのあるが、個別企業が何か意見を表明すれば、日本であっても袋叩きにあうかもしれない。経団連があるので、個別企業の名前を言わずに意見を表明できる。ドイツは、同じ工業国なのにうまく行って、日本ではうまくいっていない。海外を例にして、言いたいことをうまく言うやり方があるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省としては今後とも、広く経済界の御意見や御提案を聴きながら、環境税を含む税制のグリーン化の具体案を提案し、国民の理解を得られるよう、努力していきたいと考えている。
	<p>藤井委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> アジアとのパートナーシップについて、NGO・NPO の視点が欠けている。途上国に対して活動するには、NGO・NPO はお金がない。地球環境基金が 7 億から 5 億に減り、アジアで頑張っている NGO・NPO にお金がまわらなくなっている。 パートナーシップの中に NGO・NPO を入れる仕組みづくり、どのように NGO・NPO を支援すべきかについて、ふれるべき。 NGO・NPO は、具体的解決に向けたノウハウを持ちながら、うまく活かさきれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> NGO やパートナーシップへの支援については、これまで、地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスを通じて進めてきているが、行政と NGO 等の協働促進や、NGO の活動支援強化などを内容とする「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」改正の議員立法の動きがあると承知しており、そうした動きも踏まえて対応していきたい。

堤委員	<ul style="list-style-type: none"> エコアクション 21 に関わっている。この評価書においても、取組件数が増えていることが記載されているが、規模の大小に関わらず、効率的にエネルギー、水、廃棄物の削減などを目指す活動を広める役割を果たしており、今後の低炭素社会構築にむけて、広範な中小企業、学校、公共機関などが参画して行く為のシステムとしての価値が高いと考えている。しかし、これらの活動を支えている地域の事務局等は、ボランティア精神で支えられているともいえる。熱意だけでは、いずれ限界がくる。評価の際には、支える側を支える視点を持って対策することで、CO₂削減に資する既存のシステムが活かされ、これまで以上の大きな広がりを持たせられるのではないだろうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省としても、エコアクション 21 を持続可能な形で運営していくことができるよう、地域事務局による自立的な運営に対して一定の助言や支援を行っているところであり、引き続きこのような取組を続けてまいりたい。
崎田委員	<ul style="list-style-type: none"> 企業の不正、表示の不正、きちんとした信頼性を確保するための仕組みをつくったり、よい取組に対するインセンティブをしっかりとつけるべき。環境ラベルの見直しや環境ビジネスへの投資の場を増やすなど、経済と環境の好循環を作っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な環境表示は、持続可能な循環型社会の形成を進める上で極めて重要であると認識しており、その確保に向けて、製品の抜き取り検査（エコテスト）の実施等に取り組んでまいりたい。また、環境ビジネスの促進や、環境に配慮した金融の促進等を通じて、経済と環境の好循環の確保も進めてまいりたい。
井村委員	<ul style="list-style-type: none"> P.74～75（「経済のグリーン化の推進」）に、効率性の記述がある。結論として「効率的である」、と書いてあるが、これらの施策は開始されたばかりで、その効果がまだ実証されていない。効率的であるはずだという前提のもとに書かれているが、評価が定まっているものではなく、今後効率的であることが立証されるものと期待されている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境税については、税率よりも安価で、限界削減費用が低い対策が実施されることにより、社会全体での排出削減費用が最小化される等により、効率的な行政手法であると評価されているところ。 さらに、 ①価格の引上げにより、化石燃料の使用抑制、低排出設備の導入等を促す「価格インセンティブ効果」、 ②税収を温暖化対策の財源として活用することによる「財源効果」、 さらに、 ③広く国民各層の意識改革を促す「アナウンスメント効果」 ④排出量取引制度等の対象にできない幅広い部門・事業者に対しても対象とすることができる「公平性」 等の側面を併せ持っている。 いずれにせよ、環境省としては、環境税は、国全体を低炭素化へ動かす仕組みとして有用な施策として、引き続き検討を進めてまいりたい。

全 般	鷲谷委員	<ul style="list-style-type: none"> 指標を客観的に評価することが重要。指標について、説明で深く触れられなかった。指標に関する研究が進んでないと感じた。様々な指標が挙げられているが、問題の程度を表している指標もあれば、解決するためのアクションに近いような指標もある。指標をもっと評価に活用してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な指標の設定を行い、その指標の動向を把握することで、評価に活用することが可能となることから、評価の際に有効となる指標の研究等を手法検討部会で検討して参りたい。
	三橋委員	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な所感として、環境省が対象とする領域が増えている。少人数で大変だ。数年前、過労で精神的なバランスをくずしたり、お亡くなりになったりする人がいた。最近はどういう状況なのか。 評価書について、あれもこれもやっている、という見せ方で、批判に対して証拠固めしているような内容・説明になっているのが気になる。何を重点的にやっていくのかを明確にすることが重要である。 H21年度の環境行政については、ポイントを絞り込む必要がある。抽象的だとインパクトが弱い。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省の平成21年度末定員は1224人であり、毎年度着実に増加してきてはいるものの拡大する業務に追いついていない実情にある。現在も、体調を崩す職員が出るという状況は改善していない。職員の健康は仕事の基本であり、必要な定員の確保など勤務環境の改善とともに、政策評価を基にした業務の効率化や見直しを行っていきたい。 今後は、重点的に行っている政策を記述する等、メリハリのついた評価書となるように、評価シートの記載について「政策評価実施細目」などによって各課室に周知するよう検討して参りたい。
	崎田委員	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野は、地方自治体、国、市民、企業を超えて、関わる人全てが連携し、相乗効果を挙げながら具体化していく時期にさしかかっていると強く思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各主体との連携は重要な視点であり、各局においても情報の共有や財政的な支援等、連携を検討しているところ。
	河野委員	<ul style="list-style-type: none"> 政策目標、内部目標が掲げられ、政策実施結果を指標によって評価しているが、指標が当初の目標を達成していない場合、どうするのかについて、踏み込んだ記述が足りない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指標が当初の目標を達成していない場合は、十分な原因分析を行う記述をするよう徹底して参りたい。

	井村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価書の内容は、わかりやすくなった。不満がないわけではないが、ある程度納得できるような内容で示されている。 ・ 指標については、環境負荷量に関するもの、環境の質的状況に関するもの、対策レベルに関するものなど、いろいろのがある。(政策評価手法検討部会長として) 指標をシステマティックに整理できるように改善したい。 ・ 評価・分析の部分は、達成の状況、必要性、有効性、効率性の四つの項目からなる。前回の報告書では、分野によってこの項目の意味が違っているなどの不整合があったが、今回はかなり改善されている。ただし、個別にみると、十分に書き込めてないところもある。例えば、効率性についてであるが、合理的な理由を示さないままいきなり効率的に実施されたと言い切っているものが散見される。各担当で、もう少し工夫してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の政策評価手法検討部会において検討を行う課題のひとつとして、指標の研究等について考えて参りたい。
	須藤委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価書に関する全体所感としては、指標を設けて評価してきているので、よくまとめられている。今日の議題ではないが、今年も井村委員に政策評価手法などの検討をお願いして、また改めて議論する機会を持ちたいと、座長としては考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の政策評価手法検討部会の課題については、改めて考えて参りたい。